



神奈川県

KANAGAWA

“革新的融資モデル”

『エコアセットかながわ』のご案内



動産や 知的財産権を 融資に活かします!

補助上限

40
万円

専門の
評価機関が
資産価値を
評価します



脱炭素に取り組む中小企業の

イメージUPに貢献!

県HPや広報で、脱炭素に取り組む
制度利用者を紹介します。



金融機関から融資を受ける際に動産や知的財産権の
資産評価費用の一部を補助します!

“革新的融資モデル”

『エコアセットかながわ』▶

について詳しくは二次元コードから



電話相談も承ります 神奈川県金融相談窓口

045-210-5695

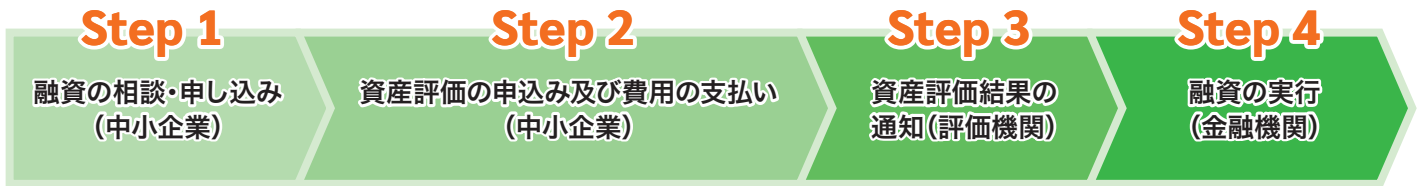
制度の仕組み

「エコアセットかながわ」のイメージ



※制度取扱金融機関の窓口に融資をお申込みください。※保証人は不要です。また、資産評価対象資産の担保設定は、必須ではありません。

融資までの流れ



融資実行後、県が金融機関を通じて資産評価費用の一部を補助します。

活用例

- ▶ 特許権の価値を中小企業と金融機関で共有し、事業計画の策定に役立てる
- ▶ 在庫の価値を担保とし、仕入資金を借り入れる 等

ご利用いただける方

次のいずれかに該当する中小企業

- ▶ 事業活動温暖化対策計画書を県に提出している又はかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証、ISO14001、エコアクション21等の脱炭素関連の認証を取得していること (融資の資金使途に制限はありません。)
- ▶ 融資の資金使途が再生可能エネルギー発電設備など脱炭素に関するものであること (脱炭素関連の認証は不要です。)

※制度の利用は各中小企業につき1回のみです。

補助対象経費

次のような資産の評価費用が補助対象となります。



[商品や仕掛品]



[機械装置や自動車]



[特許権や実用新案権等の知的財産権]

補助額

資産評価費用 (税抜き) の

中小企業者 $1/2$

小規模企業者 $2/3$

(上限40万円)

※不動産の評価費用は補助対象外です。

※小規模企業者とは、従業員数20人 (卸売業・小売業・飲食業・サービス業の場合は5人) 以下の中小企業者を指します。

●お問合せ

神奈川県産業労働局中小企業部金融課
(金融相談窓口)

電話 **045-210-5695**

エコアセットかながわ

検索